

メンタル・フレンド登録要綱

(総則)

第1条 メンタル・フレンド派遣事業実施要綱（平成18年4月1日制定。以下「派遣事業実施要綱」という。）に基づき派遣するメンタル・フレンドの登録については、この要綱の定めるところによる。

(メンタル・フレンドの要件)

第2条 メンタル・フレンドの登録を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 社会福祉学、教育学、社会学、心理学その他これらに類するものの専門課程に在籍する者

(2) 前号の専門課程を修了した者

(3) その他児童福祉に熱意を有する者のうち、市長が特に認めたもの

(メンタル・フレンドの職務)

第3条 メンタル・フレンドの職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 週1回程度要援助児童（派遣事業実施要綱第2条に規定する要援助児童をいう。）に接し、自主性及び社会性の伸長を援助すること（以下「訪問援助」という。）。

(2) 訪問援助の状況について随時市長に口頭又は書面で報告し、必要に応じて市長が行う会議に出席すること。

(3) その他訪問援助に関し市長が必要と認めること。

(メンタル・フレンドの登録)

第4条 メンタル・フレンドとして登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、メンタル・フレンド登録申込書（第1号様式）に顔写真を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みを受けたときは、申請者と面接し、意思確認をした上で審査を行うものとする。

3 前項の審査の結果、市長が適格であると認めた者は、市長が行う研修を受けなければならない。

4 市長は、前項の研修を受けた者をメンタル・フレンドとして登録し、メンタル・フレンド登録証（第2号様式）を交付するものとする。

(派遣の決定)

第5条 市長は、派遣事業実施要綱に基づき派遣を決定し、又は派遣内容を変更したときは、メンタル・フレンド派遣依頼書（第3号様式）によりメンタル・フレンドに通知するものとする。

(記録及び報告)

第6条 メンタル・フレンドは、訪問援助の状況を1月ごとに記録し、メンタル・フレンド訪問援助状況報告書（第4号様式）を翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

(住所等の変更)

第7条 メンタル・フレンドは、登録事項に変更があったときは、登録事項変更届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 メンタル・フレンドは、登録を辞退しようとするときは、メンタル・フレ

ンド登録辞退届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録期間及び登録の更新）

第8条 メンタル・フレンドの登録期間は、登録した日から翌年度の3月末日までとする。

2 前項の登録期間満了後引き続きメンタル・フレンドとして登録を受けようとする者は、更新の登録を受けなければならない。

3 第4条の規定は、更新の登録について準用する。ただし、同条第3項の規定による研修は、省略することができる。

（登録の取消し）

第9条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、メンタル・フレンドの登録を取り消すことができる。

（1）メンタル・フレンドが事業の趣旨を逸脱した行為をしたと認められるとき。

（2）メンタル・フレンドから辞退の申出があったとき。

（3）メンタル・フレンドが第3条に掲げる職務を怠ったとき。

（4）メンタル・フレンドが次条の規定に違反したとき。

（守秘義務）

第10条 メンタル・フレンドは、訪問援助を実施する際に知り得た情報を他に漏らしてはならない。メンタル・フレンドでなくなった後も同様とする。

（指導及び助言）

第11条 市長は、メンタル・フレンドに対して適宜報告を求め、必要な指導及び助言を行うとともに、必要に応じて研修会を開催する。

2 メンタル・フレンドは、市長が開催する研修会に出席するよう努めなければならない。

（手当）

第12条 市長は、メンタル・フレンドに対して1回の派遣につき **3,610円**の手当を支給する。

（その他）

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。